



～みんなで作る循環型のまち～

横手市環境美化推進員の手引き



横手市

目 次

●環境美化推進員制度の目的と概要

1) 登録について	2
2) 任期について	2
3) 活動範囲について	2
4) 活動実績の報告について	3
5) 万が一の事故に備えて	3
6) 活動報償金について	3

●活動内容

活動にあたって	4
1) 「ごみの分け方・出し方」の啓発に関する活動	4
2) ごみ集積所の指定や管理に関する活動	5
3) ごみ減量機器の普及・啓発に関する活動	5
4) リサイクル運動の啓発に関する活動	5
5) 環境美化に関する活動	6
6) 不法投棄の防止に関する活動	8
7) 環境に関する研修会への参加	8
【参考】活動に関する補助制度・奨励金制度	9

横手ごみ分別アプリ 配信中!!

スマートフォン・タブレット端末向け

ごみの分け方・出し方など、ごみに関する情報を簡単に確認できるほか、分別区分が分からないごみの質問機能などをご利用できます。

インストールは
こちらから!



Android4.0以降



iOS8.0以降

主な機能

- ① ごみ分別辞典
- ② ごみの出し方
- ③ よくある質問 (Q&A)
- ④ ごみ関連 MAP
- ⑤ 不法投棄市民通報機能
- ⑥ これって何ごみ?
- ⑦ 問い合わせ先
- ⑧ アラート時刻設定
- ⑨ プッシュ通知機能

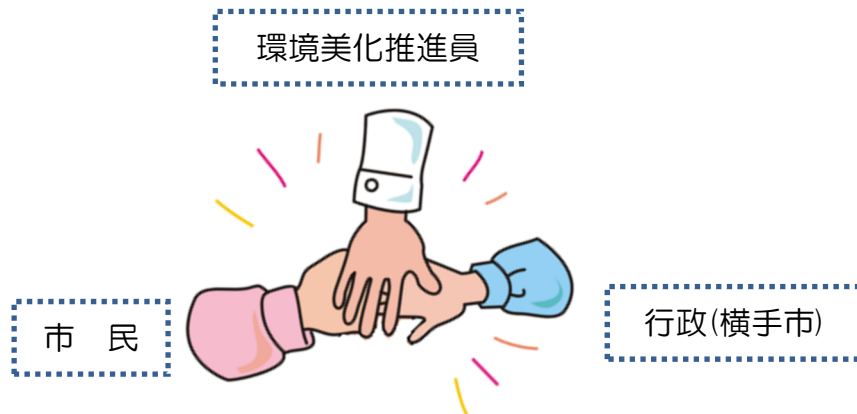
便利な機能が満載!!



環境美化推進員制度の目的と概要

環境美化推進員制度は、行政（横手市）と環境美化推進員が協働して、横手市の環境保全や環境美化を推進することを目的とした制度です。

環境美化推進員として活動していただく方々には、市民と行政をつなぐパイプ役としてごみの減量やリサイクル活動にご協力いただきます。



1) 登録について

自治会から推薦された方を市が環境美化推進員として登録し、本人に通知します。環境美化推進員を2名以上推薦するときは、その中で代表者を決めてください。

2) 任期について

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、再任は妨げません。

自治会の役員改選等により環境美化推進員を変更するときは、横手地域は生活環境課、横手以外の地域ではお住まいの地域局市民サービス課までご連絡ください。

3) 活動範囲について

環境美化推進員が所属する自治会の区域内とします。

4) 活動実績の報告について

環境美化推進員の活動実績は、自治会の代表者から年度末に年間分をまとめて報告していただきます。

5) 万が一の事故に備えて

環境美化推進員のボランティア活動保険は、市で加入します。

環境美化推進員としての活動で受けた損害、または与えた損害には保険の適用となる範囲で補償します。

6) 活動報償金について

環境美化推進員を推薦し、年間の活動実績を報告していただいた自治会には、活動報償金をお支払いします。

活動報償金の額は、自治会の市政協力員の人数に5,000円を乗じた額に、自治会の世帯数に50円を乗じた額を加えた額とします。

$$\text{市政協力員の人数} \times 5,000\text{円} + \text{世帯数} \times 50\text{円}$$



活動内容

～活動にあたって～

ごみの分別不良やごみ集積所のマナー違反、不法投棄等は地域の環境美化の妨げとなります。

それぞれの地域が抱える問題や正しい分別方法、リサイクルの必要性などを地域の方々に知っていただくことが大切です。



1) 「ごみの分け方・出し方」の啓発に関する活動



自治会のごみ集積所のごみの出し方が悪く環境を損ねる状態のときは、ごみの出し方に関する周知を行ってください。

状況によっては、相談いただければ市からアドバイスをできる場合があります。

また、収集業者などから市に分別不良の連絡があった際には、改善に向けて協力をお願いする場合があります。

<活動事例>

- 回覧板等でごみの分別方法や収集日を周知する。
- ごみ集積所にポスターや看板を設置して「ごみ出しマナー」を呼びかける。
- 「横手ごみ分別アプリ」の導入を促す。

2) ごみ集積所の指定や管理に関する活動



ごみの収集は市が委託した業者が行っています。ごみ集積所を新設や移設したいときは、基準もありますので事前に市に届け出てください。

※ごみ集積所の購入や修繕には、市の補助制度があります。

☐ 活動に関する補助制度、奨励金制度（P9へ）

3) ごみ減量機器の普及・啓発に関する活動



資源になるもの資源化し、焼却や埋め立て処分されるごみを削減していくことで、地球温暖化対策に繋がります。ごみ減量機器には生ごみ処理容器があります。

※生ごみ処理容器の購入等には補助制度があります。

☐ 活動に関する補助制度、奨励金制度（P9へ）

〈活動事例〉

- 生ごみの減量方法や、生ごみ処理容器の活用を自治会に呼びかける。
- 資源物の分類と再生品の利用拡大について周知する。

4) リサイクル運動の啓発に関する活動



集団資源回収は、家庭から出る資源物（古新聞、古雑誌、段ボール等）を、町内会や学校、老人クラブ、スポーツ少年団等の団体が集め、回収業者に売り渡す活動です。

※集団資源回収には奨励金制度があります。

☐ 活動に関する補助制度、奨励金制度（P9へ）

〈活動事例〉

- 集団資源回収の活用を自治会に呼びかける。

5) 環境美化に関する活動

A) クリーンアップ（一斉清掃）の実施



各自治会等で行われるクリーンアップには、市で地域清掃専用袋（ボランティア袋）の配布、また、集めたごみの収集を行います。

方法等について事前に市と調整し、円滑に実施してください。

- 地域清掃専用袋（ボランティア袋）は「燃やすごみ」（草や枝なども含む）と「燃やさないごみ」（缶やビンなど含む）に分けて、ごみ集積所に置いてください。
- 各地域の「燃やすごみ」「燃やさないごみ」収集日に一緒に回収します。

ボランティア袋は市生活環境課または各地域局市民サービス課で配布しますので、事前に窓口へお越しください。

（私有地の清掃はクリーンアップにあたらぬので、ボランティア袋を使用することはできません）



ボランティア袋

【側溝汚泥等の泥上げ】

- 泥上げへの対応は地域によって異なります。ルールについて事前に生活環境課または各地域局市民サービス課へご確認ください。

B) 全市一斉クリーンアップ活動への参加

市では令和4年度より全市一斉のクリーンアップ活動を「横手愛クリーンアップ DAY」として**4月第3日曜日**に行っています。

(県が定める「あきた・ビューティフル・サンデー」に日程を統一しています)

各町内の実情にもよりますが、可能であれば地域のクリーンアップを上記日程に設定するなどしていただき、住民へ参加の呼びかけをお願いします。

合わせて環境美化推進員の皆さまも積極的にクリーンアップ活動等に参加して、地域の環境美化活動にご協力ください。



(地域の实情により4月第3日曜日に開催できなかった場合でも、袋の配布やクリーンアップごみの回収は同様に行いますので、前のページを参考にしてください。)

〈活動事例〉

- 地域のクリーンアップを「横手愛クリーンアップ DAY」の日に実施する。
- クリーンアップのごみの分別と、収集したごみ袋の置き場所を指示する。

6) 不法投棄の防止に関する活動

不法投棄を発見したときは、市へ通報してください。その際、発見した不法投棄ごみは移動させないでください。

市で警察と連携し、原因者特定を含め対応します。

※私有地への不法投棄は、土地の所有者の対応になります。



〈活動例〉

- ごみ集積所や近隣に不法投棄ごみを見つけたとき、市へ通報する

7) 環境に関する研修会への参加



環境美化推進員の役割、清掃などのルールを理解してもらえるよう研修会を開催します。

地域により抱える悩みはさまざまです。他の推進員も集まる会で情報共有することにより、解決の糸口が見つかる可能性があります。

また、生活環境課では「ごみの分け方・出し方」の出前講座を開催しています。地域での勉強会等にご利用ください。

以上が環境美化推進員に関する主な活動です。
ごみの減量や環境美化活動にご協力をお願いします。

【参考】活動に関する補助制度、奨励金制度

◀ ごみ集積所の整備に関する補助制度 ▶

ごみ集積所を良好な状態に保持していただくための補助制度です。ごみ集積所の整備は自治会の代表者（アパート等についてはその管理者）の責任で実施していただきます。

補助の対象	補助率と上限額
<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所に関する消耗品（防鳥ネット）の購入費用 ごみ集積庫の購入、製作費用 ごみ集積庫の補修、修繕費用（防サビ塗装、開閉扉や屋根の修繕、補修材の購入等） 	<p>【補助率】 事業費の3分の2[※]</p> <p>【上限額】 60,000円 (ごみ集積所1か所あたり)</p>

※1 見積書（仕様書）を提出してください。

※2 100円未満は切捨て。

◀ 生ごみ処理容器の購入等に関する補助制度 ▶

生ごみの減量化を目的とした補助制度です。生ごみ処理容器を購入または製作する費用の一部を補助します。

補助率は対象経費の2分の1、上限は5,000円（電動でないもの）または25,000円（電動のもの）です。詳しくは事前に生活環境課にお問い合わせください。

◀ 集団資源回収奨励金制度 ▶

ごみ減量と資源化の推進を目的とした、集団資源回収活動に対する奨励金制度です。

対象品目	金額
古紙類（古新聞、古雑誌、段ボール、雑紙等）	7円/kg
生きびん類（一升びん、ビールびん）、金属類（アルミ缶、スチール缶）、古布類（タオル等の布類、衣類）	5円/kg

※ 奨励金は活動団体へ直接支給します。回収業者への売払い金は奨励金に含みません。

【お問い合わせ先】

○ 横手市 市民福祉部 生活環境課

〒013-8601 秋田県横手市中央町 8 番 2 号
TEL.0182-35-2184

○ 各地域局市民サービス課

増田地域局	TEL.45-5514	平鹿地域局	TEL.24-1114
雄物川地域局	TEL.22-2157	大森地域局	TEL.26-2115
十文字地域局	TEL.42-5114	山内地域局	TEL.53-2933
大雄地域局	TEL.52-3905		

横手市環境美化推進員の手引き

平成 28 年 4 月 1 日 初版発行
令和 5 年 4 月 1 日 第 6 版発行

【編集・発行】横手市 生活環境課